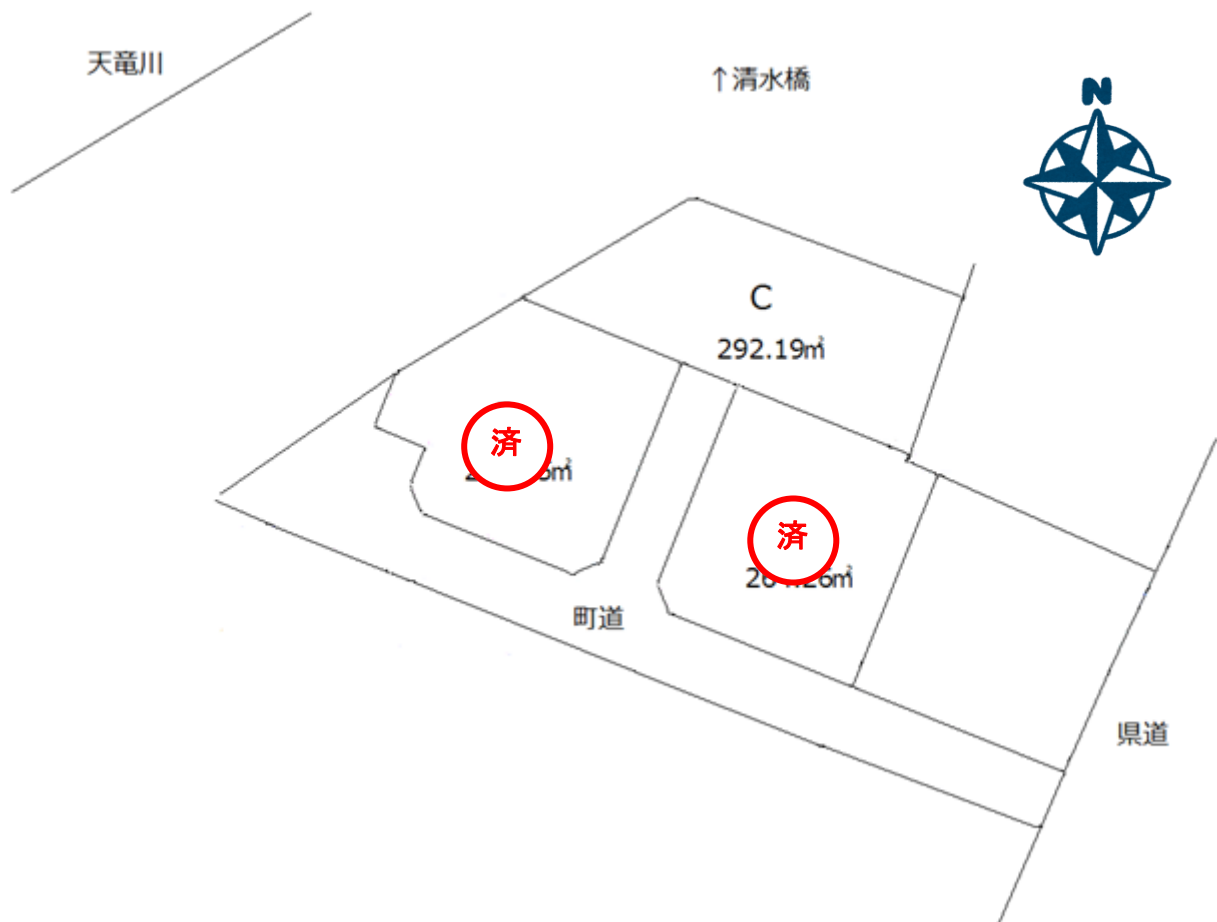


平出上町住宅分譲地案内

個人住宅向け宅地分譲（1区画）



お申込み・お問合せ先

辰野町役場建設水道課 建設管理係

電話番号：0266-41-1111（内線2165）

宅地分譲要綱

～お申込みの際は必ずお読みください。～

お申込み・お問い合わせ先

辰野町役場 建設水道課 建設管理係
〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地
電話 0266-41-1111(内線 2165)

申込み条件等 ～申込みをされる方は、次の事項をご確認ください。～

- 1 ご自身が居住目的のために住宅を建設し、継続して居住する方。
(申込者が町内在住かは問いません。)
- 2 町が指定する期日までに、宅地売買代金の納入ができる方。
- 3 区画の重複申込みや転売等が目的の方の申込みはできません。
- 4 土地の面積は実測面積となっています。
- 5 同一区画に複数の申込みがあった場合は、区画毎に抽選となります。
- 6 申込み者は引渡し後に居住される方とし、居住者全員で1回のお申込みとなります。

募集期間および申込み受付

○募集期間

随時

午前8時30分～午後5時00分(土曜・日曜・祝日を除く)

○受付場所

上記「お申込み・お問合せ先」のとおり

○申込みに必要な書類

・宅地分譲地申込書・住民票(入居者全員分) 各1通

郵送可。お申込みの際の手数料はかかりません。

～注意事項～

- ・申込み書類の記入内容が事実と相違する場合は、失格となる場合があります。
- ・事前に分譲要綱及び現地を確認のうえお申込みください。

契約締結の手続き等

① 土地売買契約書締結

「土地売買契約書」及びその他必要書類を提出いただいた後、宅地売買契約締結となります。
(なお契約時の費用として、契約額に応じ収入印紙が必要になります。)

② 土地代金等の納入

町がお渡しする「納入通知書」により指定期日までに、取扱い金融機関から土地代金を納入していただきます。

③ 所有権移転登記

②の土地代金等の入金確認後、町で土地の所有権移転登記手続きを行います。

※詳細については「お申込みから購入手続き完了まで」をご覧ください。

住宅建築の諸条件

- 1 建築できる建物は、自己用の専用住宅に限ります。
- 2 隣接地付近に塀等の構造物を設置する場合は、隣接所有者と話し合っってトラブルのないようにしてください。
- 3 上水道は宅地内への給水取り出しまでおこなっております。上水道加入分担金(メーター代金等及び使用料)が別途必要になります。(建設水道課上水道管理係)
- 4 公共下水道は、宅地内への公共ますは設置済です。その他、公共ますから宅内への接続工事及び使用料は別途必要になります。(建設水道課下水道管理係)

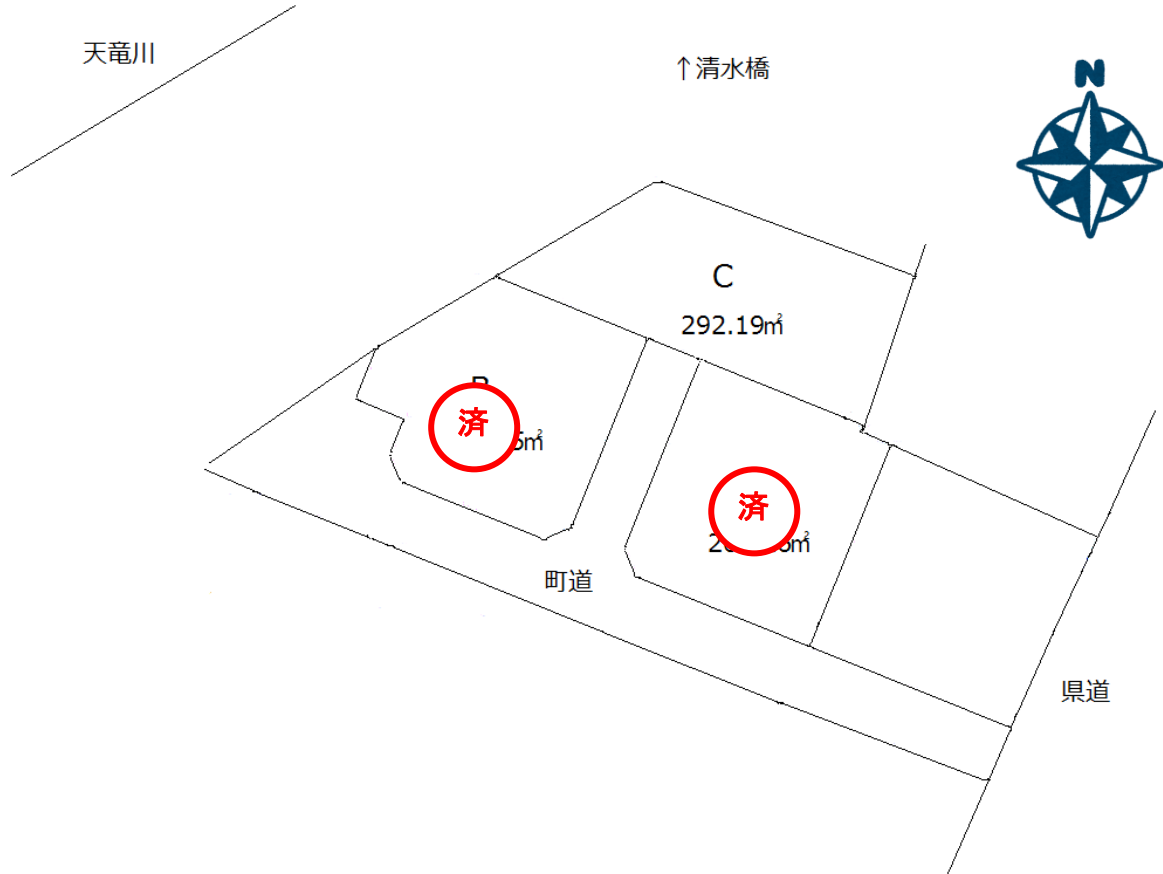
その他

- 1 自治会平出区へ加入していただき、地区行事に参加していただける方。
- 2 隣接する環境整備や、冬季期間は町道等の雪かきをお願いします。
- 3 土地面積は確定面積で、登記面積と一致します。

以上をご了解いただき、「分譲地案内」の区画番号により現地をお確かめのうえ、
辰野町役場1階 建設水道課内へお申込みください。

平出上町住宅分譲地のご案内

区画図



価格

宅地番号	面積(m ²)	分譲価格(円)
		ご購入いただきありがとうございました。
		ご購入いただきありがとうございました。
C	292.19	5,843,000 円

住宅分譲地の概要

- 所在地／辰野町大字平出
- 地目／宅地
- 区画数／1区画
- 地域指定／一種住居地域
- 建ぺい率／60%
- 容積率／200%
- 道路幅員／幅員 4.0m アスファルト舗装
- 電気／中部電力株式会社
- 上水道／町営水道(加入金 要)
- ガス／LPプロパンガス
- 行政区／平出区
- 町公共下水道(受益者負担金 不要)
- 所有者・売主／辰野町

交通および利便施設までのおおよその距離

- 公共・公益施設
 - ・平出保育園 700m ・辰野東小学校 750m ・辰野中学校 1.2Km
 - ・辰野町役場、辰野町民会館、辰野図書館 1.6km ・町立辰野病院 1.1km
- 交通
 - ・JR 辰野駅 400m

了解事項

- ・土地面積は確定面積で、登記面積と一致します。
- ・お申込みの条件、建築等の諸条件につきましては、「宅地分譲要綱」をご確認ください。

お問合せ先

辰野町役場1階 建設水道課建設管理係
〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地
電話 0266-41-1111(内線 2165) ファックス 0266-41-4651

お申込みから購入手続き完了まで

1 お申込み受付

宅地分譲要綱及び現地をご確認いただきお申込みください。
「宅地分譲申込書」に必要事項をご記入いただき、住民票を添付のうえ提出いただきます。

2 購入者の決定

同一区画に複数の申込みがある場合は抽選を行い、購入者の決定を行います。

3 契約説明

「宅地売買契約書」等の必要書類について記入方法の説明を行います。

4 土地売買契約書締結

契約説明会の際にお渡しする「宅地売買契約書」及びその他必要書類を町に提出していただいた後、宅地売買契約締結となります。

契約に係る収入印紙代と登記登録免許税は別途ご負担いただきます。

また、契約書提出時に所有権移転登記の際に必要な登録免許税を町でお預かりしますので、併せて納入してください。

5 土地代金の納入

町からお渡しする「納入通知書」により指定期日までに、取扱い金融機関から分譲地代金を納入していただきます。口座振込に伴う振込手数料は、お客様のご負担となります。

なお、期日までに分譲地代金の納入がなかった場合は、契約しました分譲地は、辞退したものととして処理します。この場合、契約などに要した経費は返金できませんのでご了承ください。

6 所有権移転登記

代金完納確認後、町が所有権の移転登記申請を行います。登記申請費用についてはお客様のご負担はありません。(登録免許税は除く。)

7 登記識別情報通知書の引渡し

登記完了後、登記識別情報通知書(目隠しシール貼付状態)をお渡し致します。
これで、購入手続きは完了します。